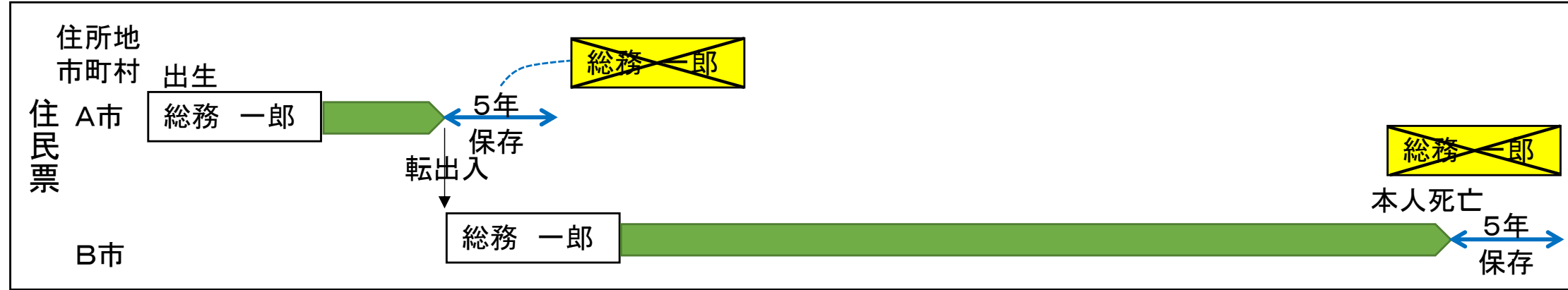


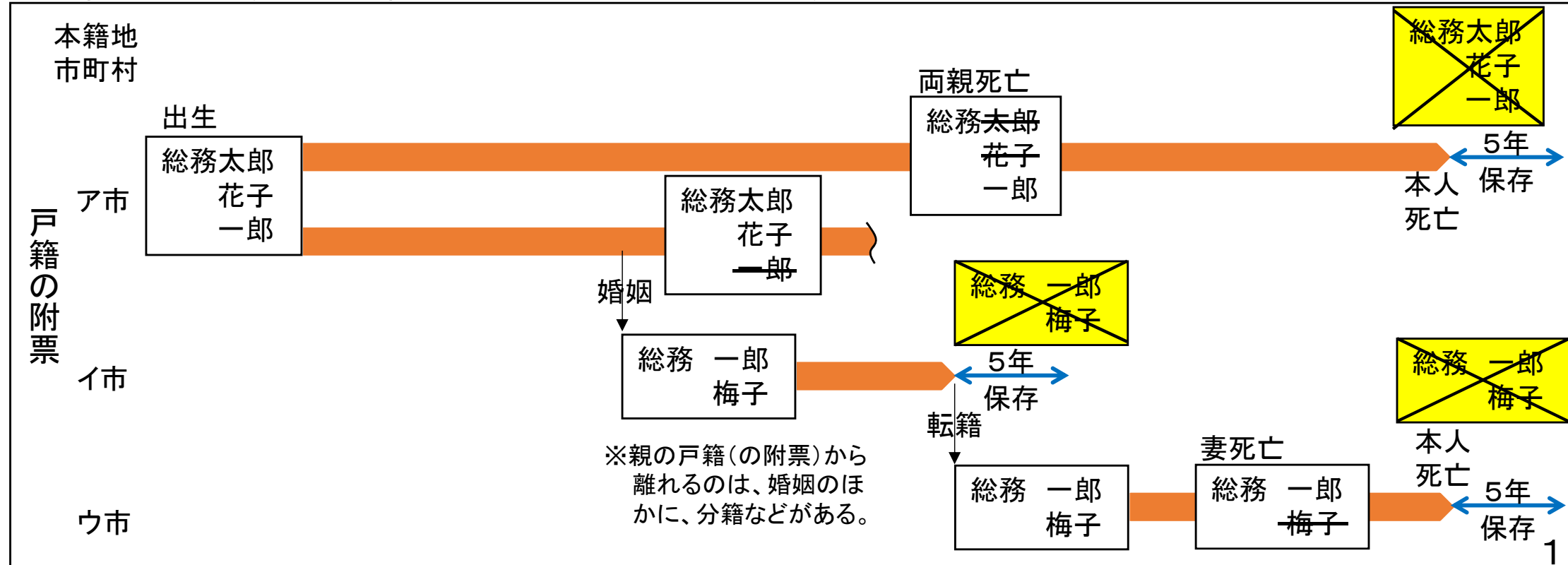
住民票の除票及び
戸籍の附票の除票について

住民票の除票、戸籍の附票の除票の起算点

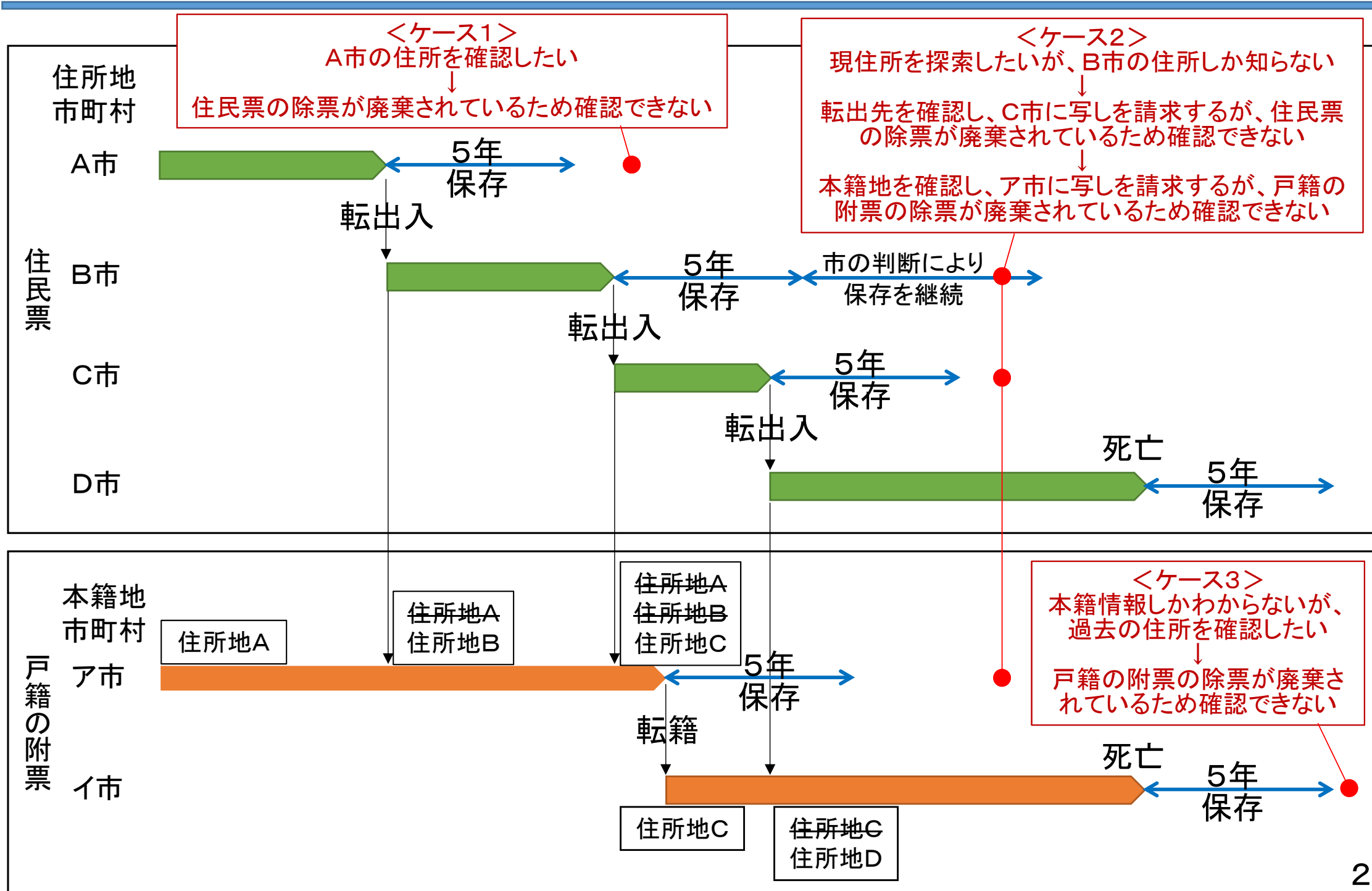
○転出や死亡があった場合には、住民票は消除される。法令上の保存期間は消除された日から5年。



○転籍や戸籍記載者全員の死亡があった場合には、戸籍が全部消除され、戸籍の附票も全部消除される。法令上の保存期間は全部消除された日から5年(ただし、在外者等に係るものは150年)。



転出入や転籍があった場合の住民票や戸籍の附票の記載等の流れ



(参考)住民票、戸籍の附票の記載事項

○住民票の記載事項(住民基本台帳法第7条、第30条の45など)

- ・氏名
- ・出生の年月日
- ・男女の別
- ・世帯主氏名及び続柄
- ・【日本人住民】戸籍の表示(筆頭者氏名、本籍)
- ・【日本人住民】住民となった年月日
- ・住所(転居の場合は住所、住所を定めた年月日)
- ・転入届・職権記載の年月日及び従前の住所
- ・マイナンバー
- ・【日本人住民】選挙人名簿への登録に関する事項
- ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金の被保険者の資格、児童手当の受給資格に関する事項
- ・住民票コード
- ・住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が住民に関する事務を管理し、及び執行するために住民票に記載することが必要であると認める任意事項

【以下は外国人住民】

- ・通称に関する事項
- ・中長期在留者である場合は、その旨、在留資格、在留期間、在留期間の満了日、在留カードの番号
- ・特別永住者である場合は、その旨、特別永住者証明書の番号
- ・一時庇護許可者又は仮滞在許可者である場合は、その旨、上陸期間又は仮滞在期間
- ・出生による経過滞在者・国籍喪失による経過滞在者である場合は、その旨

○戸籍の附票の記載事項(住民基本台帳法第17条、第17条の2)

- ・戸籍の表示
- ・氏名
- ・住所
- ・住所を定めた年月日
- ・在外選挙人名簿・在外投票人名簿に登録された場合は、その旨及び登録市町村名

(参考)除票、除籍簿に関する規定

住民票関係

○住民基本台帳法（抄）

（住民票の記載等）

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正（第十八条を除き、以下「記載等」という。）は、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四第三項並びに第三十条の五の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の三の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

○住民基本台帳法施行令（抄）

（住民票の消除）

第八条 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、又は死亡したときその他その者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあつては、その住民票の全部又は一部）を消除しなければならない。

戸籍の附票関係

○住民基本台帳法（抄）

（戸籍の附票の記載等）

第十八条 戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正は、職権で行うものとする。

○住民基本台帳法施行令（抄）

（戸籍の附票の消除）

第十九条 市町村長は、一の戸籍にある者の全部又は一部がその戸籍から除かれたときは、その戸籍の附票の全部又は一部を消除しなければならない。

戸籍関係

○戸籍法（抄）

第十二条 一戸籍内の全員をその戸籍から除いたときは、その戸籍は、これを戸籍簿から除いて別につづり、除籍簿として、これを保存する。

2 第九条、第十一条及び前条の規定は、除籍簿及び除かれた戸籍について準用する。

※第九条……………戸籍への筆頭者氏名及び本籍の表示

第十一条……………戸籍簿の滅失時等における再製・補完

第十一条の二…虚偽・錯誤の届出等による記載が訂正された戸籍の再製等

第十二条の二 第十条から第十条の四までの規定は、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「除籍謄本等」という。）の交付の請求をする場合に準用する。

※第十条～第十条の四…戸籍謄本等の交付